時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にも報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

其成行を如何す可きや

今の政治上の有樣を見るに民間の反對黨は唯取て代はるの外に望なく政府の當局者は只管その地位を守るに忙しく雙方共に攻防戰守の間に日を消して曾て其他に及ぶの暇なきものゝ如し政治家の生活は功名の外に望なきものなれば一生を功名心の犧牲として必死の爭を爭ふも敢て無理ならず又一時の爭の爲めに永久國運の衰退を致す可きにも非ざれば其狂態は之を人々の自由に任じて深く患ふるに足らずとするも現に今日國家事業の着手す可きもの多きにも拘はらず政海の風波の爲めに空しく日月を消して遲滯を致すは傍より見て堪へ難き次第にこそあれ抑も官民相爭ふに我輩の見る所に其目的を達するの望ありやと云ふに雙方共には到底覺束なしと云はざるを得ず政府の當局者が反對黨と相對して相爭ふ其口氣を聞けば民黨は政治上に破壞を目的とするものにして國家の毒物なり之に政權を讓るが如きは思ひも寄らざる所なりとて之を擯斥する其一方に民黨の事情如何を尋れば大抵皆言論の政客にして必ずしも實際に人民の利害を代表するものに非ず其目的は單に政府を取て之に代り己れ自から人民を支配せんとするに外ならざるのみか其領袖たる人々の中には曾て政府に立て今の當局者と事を共にし又は其命令の下に事を執りたるものも多ければ今日に至りて政府を攻擊するに過去の事實を擧て不始末不信用など云々するは實は自から攻擊するものと同樣にして辻褄の合はぬ談なれども內實の事情は兎も角もとして年來政府が非常の不人望を極め一般の民情に於ては政府の事とあれば一も二もなく之に反對する其人氣に乘じて所謂民黨の旗を押立てたるものなるが故に其根據は頗る固くして容易に拔く可らず故に政府の不人望にして回復せざる限りは假令ひ今の民黨をば力を以て排斥するも或は民黨自身に倒るゝも忽ち第二の民黨を生じて官民の關係は毫も今日に異なる所なかる可し政府は頻りに排民黨の策を試み毫も功を奏せずして益々人望を損じ民黨は勢に乘じて益々激論を逞ふするに至れば國事は益々遲滯するのみにて人民の不幸この上ある可らず前にも述べたる如く政治上一時の爭は必ずしも國家永久の利害に關せざるものとして姑く之を許すも政治家自身の爲めに謀るに雙方共に畢生の心力を政爭に賭して却て政策を得ざるの境遇に至る可きのみ策の得たるものに非ざるが如し然かのみならず尚ほ茲に空想を運らせば他年一日意外の奇變なきを期す可らず官民の爭既に其極度に達して如何とも始末の付かざる其時に當り若しも年來政府に緣故深き老政治家の中に風と奇策を案ずるものありて政府部內に立脚の地を固めながら一般の人氣を買ふの手段として今日民黨の人々が喋々する地租輕減地價修正の如き國家の大計上よりして苟も許す可らざる所のものを其儘に收めて自家囊中の物と爲し之を以て天下に唱ふることもあらば或は忽ち一時の人望を博して一時の勢力を逞ふするに至るやも知る可らず政治家の略として見れば是種の奇案も敢て咎む可きに非ずと雖も一時の功名の爲めに國家百年の利害を忽にすることありては決して恕す可らず現政府の政略に就ては民間の反對のみならず識者の非難も少なからざれども其非難の中にも尚ほ政府を見捨てずして多少に同情の意を表する者あるは何ぞや當局者が今の難局に當りながら尚ほ氣力を張りて政權を執り立國の大計を動搖せしめざるの決心あるが爲めに外ならず然るに若しも區々たる政爭に頓着して浮足と爲り左顧右眄する其間に遂に漁父をして奇利を得せしめ以て永遠の禍根を釀すが如きあらば天下の識者は忽ち離心解體して復た政府を思ふ者なく又民間の政客も年來の政案をば他に奪ひ去られて其身は後に取殘さるゝの不幸に陷る可し双方の不利不名譽これより大なるはなし左れば今日の政府も亦民黨の人も今日の成行にして到底その目的を達するの見込なしと合點したらば更に方向を轉じて互に其功名心を滿足するの工風なかる可らず即ち其工風とは從來の爭點を高尙に進めて君子の爭を爭ふことなり政權の取合は必ずしも議政の本色にあらず政論の高尙なるものあれば政權を得ると得ざるとに論なく議政の能事終りて政界の榮譽亦之に歸す可し其詳論は之を他日に讓る

雜報

○醫師免許規則改正法律案　衆議院の請願委員が漢法醫道繼續の請願と云ふを採用して之を議事に附する事となりたるさへ其奇怪世人を驚かしたりしが今度は醫術免許規則改正の法律案を衆議院に提出して東洋醫術と云ふを免許規則の內に加へんとするに至れり其發案者贊成者幷に法案は左の如し

醫師免許規則改正法律案

右衆議院規則第八十六條に依り提出候也

明治二十五年六月七日

提出者

鹽田奧造　野口褧　永井松右衛門　佐々友房
齋藤珪次　佐々木正藏　香月恕經　岩崎萬次郎
小崎義明　色川三郎兵衛　[illegible]田久松　大須賀庸之助
山田泰造

贊成者

古莊嘉門　魚住逸治　佐藤八郎右衛門　立石岐
田中烏雄　加賀美嘉兵衛　嘉悅信之　長野一誠
齋藤寶治　有吉平吉　大坪利晋　川本達
牛島秀一郎　柏田盛文　稻田又左衛門　川原茂輔
坂元規貞　小野隆助　大島信　五十村良行
厚地政敏　中村彥次　廣瀨與文　安藤九華
松田源五郎　津田守彥　牧朴眞　藥袋義一
淺尾長慶　片野東四郎　青山朗　大野龜三郎
横井善三郎　加藤政一　今井磯一郎　佐々木松坪
井上彥左衛門　澁谷信敬　愛澤寧堅　江原素六
影山秀樹　森隆介　福井直吉　千葉禎太郎
大垣兵次　山田嘉穀　新井章吾　丸山名政
淺香克孝　倉田準五郎　丸尾文六　石坂昌孝
竹內鼎三　關信之介　廣住久道　犬養毅
中野武營　加藤政之助　横山和夫　內藤利八
尾崎行雄　百萬梅次　齋藤斐　鈴木重遠
玉田金三郎　大東義徹　鹽路彥右衛門　大內眞太郎
岡崎運兵衛　伊東祐賢　若原觀瑞　熊谷孫六郎
高木郁助　木佐德三郎　齋藤良輔　小原迪
船坂與兵衛　西川義延　原弘三　曾我部道夫
渡邊又三郎　曾禰荒助　古谷新作　俣野景孝
渡邊藤三　江副靖臣　朝倉親爲　室孝次郎
矢島八郎　野口勝一　箕浦勝人

醫師免許法

第一條　醫師は東洋醫術又は西洋醫術を脩め醫術開業試驗を受け內務大臣より開業免狀を得たる者とす

開業試驗に關する規則は內務大臣之を定む

第二條　東洋醫術又は西洋醫術の開業免狀を得んとする者は試驗及第證書を以て地方廳を經由して內務省に願出つべし

第三條　官立及府縣立醫學校の卒業證書を有する者にして其證書を以て開業免狀を得んことを願出づるときは內務大臣は試驗を要せずして免狀を授與することあるべし

第四條　外國の大學醫學部若くは醫學校に於て卒業したる者又は外國に於て醫術開業の免許を得たる者其卒業證書又は開業證書を以て開業免狀を得んことを願出づるときは內務大臣は其證書を審查し試驗を要せずして免狀を授與することあるべし

第五條　醫師に乏しき地に於ては府縣知事の具狀に依り內務大臣は其履歷を審查し試驗を要せずして假免狀を授與することあるべし

第六條　開業免狀を得る者は免狀下付の節手數料金三圓を納むべし

第七條　開業免狀を毀損亡失し又は氏名本籍の變換に由り其書換を願ふ者は事由を記し地方廳を經由して內務省に願出づべし

免狀の書換を願ふ者は免狀下付の節手數料金一圓を納むべし

第八條　開業免狀を得たる醫師の氏名本籍は內務省の醫籍に登錄し時々之を公告す

第九條　醫師にして廢業又は死亡したるときは地方廳を經由して其開業免狀を內務省に返納すべし

第十條　醫師にして其業に關し犯罪若くは不正の行爲あるときは中央衞生會の審議を經內務大臣は其業を停止し若くは禁止することあるべし

其事開業免狀を得る前に在りと雖も本條に準じ處分することあるべし

第十一條　前條に據り醫業禁止の處分を受けたる者あるときは地方廳に於て直ちに其開業免狀を取り上げ之を內務省に返納すべし

其停止の處分に係る者は幾年月日間停業したる旨を開業免狀に裏書し廳印を捺して之を本人に下附すべし

第十二條　內務大臣は醫業禁止の處分を爲したる後と雖も本人の行狀を勘查し中央衞生會の審議を經特に其禁止を解くことあるべし

附則

第十三條　本法施行以前に於て受けたる醫術開業免狀は仍ほ其效ありとす

第十四條　本法は明治　年　月　日より施行す

第十五條　明治十六年第三十五號布告同年太政官第三十四號布達は本法施行の日より廢止す

醫師免許規則改正の理由

明治十六年第三十五號布告を改正して醫師免許法を提出する所以の者は豈に他あらむや現行法の不完全を補充し以て國民の幸福を增進せむとするに在り竊に現行法の沿革を考ふるに明治元年十二月六日太政官令して曰はく

醫師の儀は人の性命に關係し實に不容易職に候然るに近世不學無術の徒猥りに方藥を弄し性命を誤り候者往々不少哉に相聞大に聖朝仁慈の御旨趣に相背き甚以て不相濟事に候今般醫學所御取立に相成候に付ては急度規則を相立學の成否術の巧拙を篤と試考し免許有之候上ならでは其業を行ふ事不相成候樣被遊度思食し候條於府藩縣に兼て此旨相心得治下醫業の徒へ改めて申聞各其覺悟を以て益々學術を研究可致旨布令有之樣被仰出候事

とあり其官令の意を探求するに不學無術の徒にして猥りに方藥を弄し人の性命を誤るを憂へ給ひ單に醫師をして學術を研究せしめむとする者にして決して東西洋の醫術を分別せさりしは詔に彰々たり然り而して文明東漸の勢殆と驚潮怒濤の天を捲きて至るか如く澎湃鋼鐵として禦くへからす世の耳目を驚かし人の肝膽を破り唯ゝ新之れ喜ひ唯ゝ舊之れ厭ひ長を採り短を補ふ目的を遺れて內を尊ひ外を卑む本領を失ふ者百にして足らず今

へからさる者果して
陸沈するも亦此の餘
餘波の激する所は明治
達を願出するに至れ
或は七年三月文部省
府に施行し八年二月
試驗科目を三府に達
多の變遷を經て森然
り彼の乙第五號達の
尺の童子も亦之れを
は唯ゝ云はく不學無
命を誤らしむへから
此くの若きのみ豈東
る意ならむや而して
者は抑ゝ文明東漸の
一歩は一歩より緊な
し瞑目して當時社會
雖も均しく塞からす
らむ然らされは此頽
に陸沈する何そ獨り
爾來十年八月內務省
務省第三號達あり同
段的沿革を經て遂に
月に發し十七年一月
日に至れり夫れ九年
令の聖旨に戾ゝ社會
なり其餘波の及ふ所
布告を爲す本法の元
固に道ふに足らさる
現行法にして元年の
已に非なり特に權力
家特有の學術を棄て
民の意思を束縛し國
は誠に一警に付し去
第一條に醫師は醫術
狀を得たる者とすと
すとするも之れに附
科目に準據して試驗
士は首據きて躑躅せ
を免かれす其咎何つ
歸せさるを得す況ん
に於てをや
然れども往時幕府の
として門戶張り圖頂
を眩じ笑を奴僕に街
首を怙れ尾を搖し其
する者往々にして之
眞理に戾り家傳夢想
事を怪にし其跡を神
名は醫師にして其行
り此れ等の徒をして
からずや元來太政官
るべし故に法律を改
を增進すると同時に
は必要已む能はざる
めむとせば先づ其由
らず是第三十五號布

醫師免許法

醫師免許規則を改
律の方式に依る

第一條

現行法に於て第一條
の醫師を總括する
帶の布達に於て單
れたるは蓋し法文の
因りて「東洋醫術又
へ一目瞭然復た其間
和漢醫の舊稱を含
洋醫術と對峙せむ
雖も大約湯藥と水
流之れを慣用し湯
半球の版圖頗る廣
獨立を失ひ僅に能

時三十二分、五時九分、八時四十六分○（上り）　午前七時十九分、十時五
十六分、午後二時四十四分、六時三十一分
●熊本發　午前六時三十八分、十時二十六分、午後二時二十二分、六時△
佐賀線　鳥栖發（佐賀へ）　午前七時十分、十時十分、午後二時四十分、
六時二十分●佐賀發（鳥栖へ）　午前八時四十二分、午後零時三十二分、四
時二十二分、八時二分
○山ノ手鐵道發車時刻（新宿赤羽間）　新宿發（赤羽行）　午前八時十分、
十時五十五分、午後[illegible]●赤羽發（新宿行）[illegible]
分、十一時十四分、午後四時十九分、○上り（小山へ）　午前五時十分、七時
十分、十一時十七分、午後三時七分、●前橋發（小山へ）　午前六時十分、十
時十五分、午後二時、六時三十分
○水戸鐵道發車時刻　小山發（水戸へ）　午前六時四十分、九時十五分、午
後二時十五分、五時二十分●水戸發（小山へ）　午前六時二十分、十時、午後
二時、四時五十五分
○日光鐵道發車時刻（宇都宮日光間）　宇都宮發（日光へ）　午前五時二十
[illegible]
十分、午後一時五十分、五時十五分●高田發（下り）　午前九時四十七分、
午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分○（上り）　午前七時十四分
十時三十四分、午後一時五十九分、五時十九分●直江津發　午前七時、
十時二十分、午後一時四十五分、五時五分
○上野青森間發車時刻　上野發　午前六時三十五分（青森迄）八時五十分
（宇都宮迄）十一時三十五分（[illegible]迄）午後二時四十五分（青森迄）五時四十
五分（宇都宮迄）●宇都宮發（下り）　午前九時五十二分（[illegible]迄）午後三時
後二時五十五分（[illegible]迄）○（
上野迄）十一時四十八分（白[illegible]
（下り）午前八時五十分、午[illegible]
三十五分（白河迄）午後一時[illegible]
（下り）　午前五時五十分、
り）　午後九時二十六分（上[illegible]
午前六時十分、十時四十分（[illegible]